

公示番号：19a01183

国名：ベトナム

担当部署：地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第一チーム

案件名：ベトナム国持続的自然資源管理プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年3月中旬から2020年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.47M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年3月10日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムは南北に細長く地形や気候が変化に富んでおり、多様な生態系を有する。1943年に43%であった森林率は、戦争による森林消失と枯葉剤の影響、そして戦後の経済成長に伴う過剰伐採や、違法伐採、農地転換等により1995年に28%まで減少した。その後の植林・森林保全政策によって2018年には41%まで回復しているが、回復の多くは外来種のアカシアによる短伐期の植林やゴム園などの人工林が占め、生態系保全を含めた自然資源の質の向上や持続的管理は引き続き課題となっている。

ベトナムの森林セクターにおいて、JICAは、2010～2015年にかけて北西部のディエンビエン省を対象に、「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」として、省REDD+¹実行計画の策定とそのパイロット活動の実施による、REDD+を通じた持続的な森林管理の支援を行った。この取り組みの有効性が認められたことから、他の省への横展開が次のステップとされていた。

また、中部高原のラムドン省では、2010～2013年にかけて「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」として、国立公園周辺地域の住民と同公園管理局との保護区協働管理体制の構築を支援し、貴重な野生生物の保全と地域住民の生計向上の両立をはかってきた。これら取り組みを周辺省の国立公園・保護区へ波及させることによって、将来的にはランビエン生物圏²全体として保全を進めていくことが次なる課題となっていた。

国レベルでは、政策を策定する中央省庁とそれを実施する地方省との間で乖離があり、政策が策定されたものの十分に実施されない、実施の結果が必ずしも政策に反映されないという問題が生じていた。また、森林を中心とした自然資源管理には、農業・農村開発省と天然資源環境省が関わるが、これら2省間で生物多

1 REDD+：開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の温室効果ガス排出量を削減するという考え「REDD：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加（「+」）したものの。現在、気候変動対策の一つとして、途上国の森林保全による排出削減量・吸収固定量に応じて国際的な資金を配分し、森林保全を進めるためのインセンティブにしようという動きが進んでいる。

2 ランビエン生物圏：ラムドン省ビズップ・ヌイバ国立公園を中心とし、周辺のダクラック省チューヤンシン国立公園、フックビン省ニントウアン国立公園、カンホア省ホンバ保護区を含めた生物圏を「ランビエン生物圏」としてユネスコの人と生物圏プログラム（MAB）への登録を活用して生態系保全を進めていくことを目指している。

様性情報の共有が不十分など中央省庁間での課題もあった。国全体として森林を中心とした自然資源管理を持続的に進めるためには、中央と地方の間及び中央省庁間の協働関係を構築していくことが不可欠であった。

上記背景のもと、本プロジェクトは、ベトナムにおいて、自然資源管理に関する主要政策の形成と実施、REDD+行動計画の実施を通じた持続可能な森林管理の促進を貧困世帯の多い北西部4省に展開、ランビエン生物圏の統合的な協働生態系管理システムの構築、中央における政策助言を個々に取り組むのではなく包括的に実施することで、関係者間での知見共有を促進し効率的・効果的事業運営を目指すこととなった。プロジェクトは、これらの活動を通じて持続的自然資源管理に必要な関係者（農業・農村開発省森林総局及び森林プロジェクト管理委員会、天然資源環境省生物多様性保全局、5地方省行政官）の能力強化を図り、自然資源に依存した生活を送る人々に多面的便益を与える持続的な自然資源の管理の促進に寄与するものである。本プロジェクトは、2015年8月より5年間の予定で実施されており、業務実施契約による複数の専門家及び直営専門家3名を派遣している。

今回実施する終了時評価調査は次の2点に留意する。

- (1) 2020年8月の本プロジェクト終了を控え、本プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導く。特に、本プロジェクトの特徴を鑑みて次の観点から教訓の分析を行う。
 - 1) プロジェクトとして積極的に推進してきたドナー連携、草の根無償資金協力等外部資金との連携³、民間企業との連携⁴による効果と課題
 - 2) JICA 直営長期専門家と複数企業の参画する業務実施契約のハイブリッドによる効果と課題
 - 3) ベトナム側の持続的自然資源管理における人材育成状況を踏まえ、今後の自立発展に向けた支援の出口戦略にかかる提言
- (2) 上述のとおりこれまで個別に実施されていた各種協力（10.(2)②に記載）を一本のプロジェクトとして包括的に実施することで事業の効率的、効果的实施を企図してきた本プロジェクトについて、効果や教訓を振り返り、今後の協力に向けての教訓及び提言を導く。
 - 1) 持続的自然資源管理を軸に、これまで個別に実施されていた協力を包括的に実施したことによる効果と課題
 - 2) 中央と地方の間及び中央省庁間の協働の促進状況
 - 3) 人的及び資金的な投入量の大きいプロジェクトの運営における工夫

3 当プロジェクトが活動している北西部4省（ホアビン、ソンラ、ディエンビエン、ライチャウ）において、上水道施設、少数民族寄宿学校、村落道路の整備等を行うものです。

(<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/news/20190628.html>)

4 住友林業株式会社とアスкул株式会社がディエンビエン省にておこなっている森林保全活動（植林含む）への側面支援をしています。

(<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/037/news/20160603.html>)

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020年3月中旬～4月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会（JCC）議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関（農業農村開発省、天然資源環境省）、その他ベトナム側関係機関（対象省プロジェクト監理ユニットのうち2省程度、他ドナー（FCPF, UN-REDD II, VFD, FORMIS, GIZ, USAID, SNV, WWF から2か所程度）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④本プロジェクトに関する既存の文献、報告書に加え、上記6で述べた関連案件に関する既存の報告書等をレビューし、包括的な協力の効果や課題を確認するための各種指標、そのベースライン値、及び追加で収集が必要な情報とデータ収集方法を整理する。なおプロジェクト関係者への質問については、上記質問票に盛り込む。
- ⑤JICA 本部における対処方針会議等に参加する。（在外事務所と TV 接続）

（2）現地業務期間（2020年4月上旬～4月中旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて、プロジェクト残り期間の活動に関連する PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨上記6（2）で述べた観点から分析を行うために必要な情報・データの収集、整理を行う。
- ⑩現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2020年4月下旬～5月中旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。
- ④上記6（2）で述べた観点から収集・分析した結果を取りまとめて提供する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

次の①～③を2020年5月22日までに電子データをもって提出すること。

- ① 評価報告書（英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年4月5日～2020年4月18日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ、国内線フライト
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）
- エ) 通訳備上
英語⇄ベトナム語の通訳を提供
質問票、評価表含め、基本的に全ての資料をベトナム語版に翻訳する必要があります。
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第一チームにて配布します。配布を希望される方は、地球環境部森林・自然環境グループの代表アドレス (gegdn@jica.go.jp) 宛に、メールをお送りください。
- ・本プロジェクトPDM（最新版）
 - ・本プロジェクトのモニタリングシート（半年ごとの進捗状況報告書）
 - ・持続的自然資源管理プロジェクト(SNRM)の概要
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・ベトナム国 持続的自然資源管理プロジェクト業務完了報告書（第1期）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036788.html>)
 - ・ベトナム国 北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト終了時評価報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030222.html>)
 - ・ベトナム国 ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト終了時評価報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017221.html>)
 - ・ベトナム国 国家生物多様性データベースシステム開発プロジェクト プロジェクト事業完了報告書 要約
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021086.html>)
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

- ・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上